

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

今回、中城村から令和3年9月分の児童手当（本則給付（※特例給付除く））が支給された受給者等に対し給付金についてのお知らせを送付しました。
※12/9付発送通知が届いた方については、原則として、「**プッシュ型（児童手当振込口座へ自動的に振込）**」による支給を行います。

⇒改めての申請は不要です。

ただし、次に該当する場合は届出書を下記よりダウンロードし、令和3年12月16日（木）までに中城村こども課へ届出て下さい。

【届出様式はこちら】※添付資料等は届出書をご確認ください。

- ①給付金の受給を辞退する方⇒[「受給拒否の届出書」](#)
 - ②児童手当振込口座を解約等しており口座の変更が必要な方⇒[「支給口座登録等の届出書」](#)
- ※児童手当受給者以外の名義への振込不可**

1. 給付金の対象児童について

次に記載する児童が対象になります。

- ①中城村から令和3年9月分の児童手当（本則給付）が支給された児童
⇒12/9付に通知郵送済みです。
 - ②所属庁から児童手当（本則給付）を受給している児童
 - ③9月30日時点で**高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童**
（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
 - ④令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童
- ※②③④のの詳細につきましては、**7.申請が必要な方について**をご覧ください。

2.9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童について
平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれで上記の①に該当する弟妹のいる児童は弟妹の児童手当等で指定している口座と一緒に振込致します。

⇒改めての申請は不要です。

3. 支給対象者について

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

4. 給付額について

対象児童1人につき、**10万円の現金支給**です。

5. 支給時期について

- ①申請不要の対象の方には、12月23日から順次支給を開始します。
以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。
- ②申請が必要な方は、申請書を提出した翌月の23日に支給されます。

6. 支給方法について

- ①児童手当（本則給付）を受給している受給者、一部の高校生等や新生児の保護者については令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振込みます。
- ②支給申請を行った保護者が申請書で指定した口座に振込みます。
※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年3月末までに必ずご対応をお願いします。

7. 申請が必要な方について（「給付についてのお知らせ」が届かない方）

- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員、**9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童**の保護者へ、令和3年12月中に申請書を送付致します。申請書に必要書類を添付の上申請していただきますようお願いいたします。
- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員で**令和3年9月以降に出生した児童（所属庁から児童手当が10月分以降から支給されている受給者）**については、**出生届の提出の際こども課にて申請書の記載**をお願いします。受給者の口座が確認できる書類をお持ちください。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に住所地市町村（特別区含む）から振込まれます。ご不明な点があれば、**中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給した引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村に**お問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、中城村子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、**配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。**
子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

中城村役場 こども課 子育て支援係 電話：098-895-2271（直通）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに中城村から問い合わせを行うことがありますが、**ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。**もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに中城村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。